



平成18年度 保険料納額告知書を発送

本年4月1日付けで平成18年度保険料納額告知書を組合員各位に発送しております。

すでにお手元に届いていることと思いますが、この納額告知書は今後1年間の暫定保険料支払額の日安となるもので、10月に保険料所得割額決定通知書を発送します

平成18年度の事業方針は、ほぼ17年度を踏襲することとし、医療分保険料は据え置きとしております。

なお、40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険法による第2号被保険者）の介護保険負担額は、平成18年度は1人月額2,730円となっております。（規約第25条第1項第4号による。）

療養の給付は現行給付割合を維持し、任意給付も現行どおりとしております。

ただし、3歳未満乳幼児と70歳以上の被保険者は法定給付割合となります。

組合事業運営にあたり、事業方針、予算などの詳細については、『北海道医報（平成18年4月1日）第1051号本誌の道医師国保の頁と別冊附録（組合公示）』でお知らせしておりますので組合員各位の深いご理解をお願い申し上げます。

※保険料の計算方法

1年間の保険料は組合員の所得に応じた所得割額、組合員（世帯）ごとの平等割額、家族・従業員数に応じた均等割額の3つの医療分保険料に介護保険負担額分を加えて算出します。

所得割額	・組合員の前年中の総所得金額（料率14/1,000） ・第2種組合員（医育機関医師会所属）は所得割額加算額として（年）60,000円 *1年間の所得割額の賦課限度額は（年）520,000円
組合員平等割額	・1世帯につき（年）49,200円
均等割額	・家族、従業員1人につき（年）60,000円
介護保険負担額	・介護保険第2号被保険者1人（月額）2,730円 *法定介護納付金額（平成18年度は1人（月額）47,578円）に69/100を乗じて得た額。（10円未満の端数は、切り捨て）

※保険料所得割額は暫定賦課

所得割額保険料は前年中総所得金額を基礎に算定します。しかし、組合では4月1日の時点ではこの前年中の「総所得金額」は把握出来ません。

そこで、前年中の「総所得金額」がわかるまでの期間（4月～9月）は平成16年中の「総所得金額」を基礎にして仮賦課をしております。このことを暫定賦課といっております。

10月には平成17年中の「総所得金額」を基礎に算定し、所得割額の確定賦課を行い既納保険料と精算いたします。

インターネット道医師国保組合ホームページをご利用ください

北海道医師国民健康保険組合では、組合ホームページを開設しております。組合員等被保険者の皆様には、各種申請（届け出）等の手続きをはじめ、本組合の業務にかかわる諸情報等を逐次発信しております。是非ご活用をお願いいたします。また、各種申請（届け出）用紙もホームページから入手できます。

*北海道医師国民健康保険組合ホームページアドレス

<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目

北海道医師国民健康保険組合

TEL 011-271-7471

FAX 011-241-6414

お知らせ

介護保険法による平成18年度保険料について

介護保険負担額 1人月額2,730円

北海道医師国民健康保険組合

既にご承知のとおり、平成12年4月1日から介護保険法が施行されています。

これに基づき、40歳以上65歳未満の被保険者（第2号被保険者といいます。）は保険料として介護保険負担額を納付しなければなりません。その額（算出方法）は、組合の規約によって定められております。

従いまして、第2号被保険者がおられる組合員の平成18年4月以降の保険料は、前年度と同様に介護保険負担額を含めて納付していただくこととなりますのでお含みおきます。

記

【規約 第25条第1項（4）……抜粋】

（4）介護保険負担額

被保険者が介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する第2号被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるときは、同法の規定に基づいて算定された介護納付金の額に100分の69を乗じて得た額

※平成18年度介護納付金（年額）が47,578円〔平成18年3月1日：官報告示額〕と確定したため、介護保険負担額は（月額）2,730円となります。

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

次のような被保険者の異動のときは、国民健康保険法及び組規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）及び保険給付等に影響しますので、お早めに届け出をお願いいたします。

◎包括資格喪失＝組合員の転出、死亡、社会保険加入、北海道医師会退会等

◎一部加入（家族・従業員）＝出生、転入、社会保険離脱、従業員雇用等

◎一部喪失（家族・従業員）＝死亡、転出、社会保険加入、従業員退職等

◎届け出用紙の備付（本組合ホームページからも入手できます。）及び届け出先
各支部（所属の都市医師会及び医育機関医師会事務局）

ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

◎届け出時、持参するもの

組合員の印鑑（認印）、当組合の資格を取得（加入）される方は『住民票』（写しも可）
資格を喪失（脱退）及び住所等を変更される方は『被保険者証』

060-0042 札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館 6階
北海道医師国民健康保険組合
TEL(011)-271-7471 FAX(011)-241-6414

医師国保組合に加入されている組合員の皆様へ

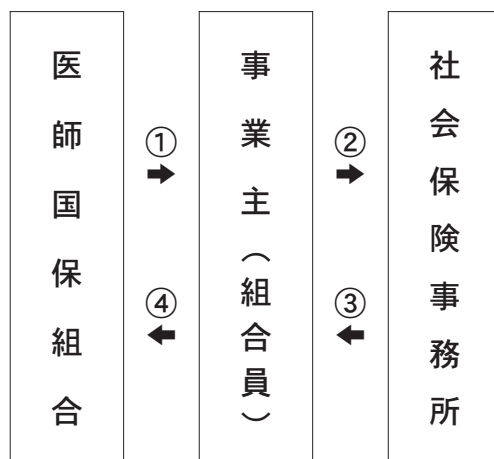
医療機関が法人となったときは 「健康保険被保険者適用除外承認申請書」の手続きが必要

医療機関が法人として認可されますと制度上、組合員は社会保険（政府管掌健康保険・厚生年金保険）に加入しなければなりません。しかし、医療保険につきましては「健康保険の被保険者適用除外承認申請」の手続きを行い、この承認を受けた場合に限り、医師国保組合に引き続き加入することができます。

医療法人設立後には、下記の【健康保険の被保険者適用除外承認申請の流れ】をご参照いただき速やかに手続きをお願いいたします。

ただし、従業員につきましては社会保険（政府管掌健康保険）の強制適用となりますので、社会保険へ加入されてから、医師国保組合の資格喪失手続きをお願いいたします。

【健康保険の被保険者適用除外承認申請の流れ】



- ① 組合から「健康保険被保険者適用除外承認申請書」をお送りいたします。
- ② 「健康保険被保険者適用除外承認申請書」は医療機関で必要事項を記入・押印の上、社会保険事務所に提出してください。
- ③ 社会保険事務所から「健康保険被保険者適用除外承認証」が医療機関に送付されます。
- ④ 「健康保険被保険者適用除外承認証」の写しを組合にお送りください。(原本の「健康保険被保険者適用除外承認証」は医療機関で保管願います。)

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階
北海道医師国民健康保険組合 業務係
TEL (011) 271-7471 FAX (011) 241-6414